

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び
「需給調整市場ガイドライン（改定案）」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 1 3 日
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
政策課 電力産業・市場室
電力基盤整備課

標記の改定案について、以下のとおり意見募集を実施いたしました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）～ 令和 8 年 1 月 2 9 日（木）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

1 6 件

(2) いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙参照

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

電話 03-3501-1748（直通）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電話 03-3501-1749（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp/>

いただいた御意見及び御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
適正な電力取引についての指針（改定案）について		
	御意見の提出はありませんでした。	
需給調整市場ガイドライン（改定案）について		
	Ⅰ．本文書の位置づけについて	
1	事後的措置について、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」等とあるが、これは監視側の主観的な表現であるため立証が極めて困難であると考えます。大多数の事業者は「固定費回収や利益確保」という経済合理性に基づいて行動しており、その結果として生じる高値応札行為や、これに伴う相場変動は「目的」ではなく「結果」であるため、本規定が空文化する懸念があります。他方で、事前的措置の適用対象事業者は「限界費用＋一定額」といった厳格なコスト積み上げ式で縛られており、同じ市場で競争する「事前的措置の非対象事業者」との間で監視の非対称性があり、公平な扱いとなっていない。 上記より、「目的」の有無にかかわらず、事前的措置の適用対象事業者の価格水準と著しく乖離した応札価格が常態化している場合の調査発動基準を明確化するなど、実効性のある監視強化を求めます。	現状の適正な電力取引についての指針においては、電気事業法に基づく業務改善命令等の対象となり得る「問題となる行為」として相場操縦のみの規定に留まっており、不合理な入札行動に対する事例を十分に明示できていないという課題がありました。 このため、これまでの電力・ガス取引監視等委員会の事後監視の蓄積を踏まえ、第 14 回制度設計・監視専門会合（2025 年 10 月 29 日）において、需給調整市場における問題となる行為に以下を追加することと整理され、今回の需給調整市場ガイドラインの改定案にも反映されております。 ①不合理な入札価格（登録価格）又は入札量の設定により、不当に収益を得る行為 ②不適切なシステム設定により、不合理な入札価格（登録価格）又は入札量が設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為 なお、「問題となる行為」に該当する場合は、大きな市場支配力を有する事業者であるか否かに関わらず、業務改善命令等の対象となり得るものとなります。 【参考：第 14 回制度設計・監視専門会合 資料 3】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/014_03_00.pdf
2	・該当文書 2．「需給調整市場ガイドライン（改定案）」 Ⅰ．本文書の位置づけ セーフハーバーに関わる一連の記載箇所 「事前的措置を遵守しなかったことをもって直ちに業務改善命令等の対象となるものではなく、業務改善命令等の対象となり得る行為（市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと等）を踏まえ、それに該当するかどうか等を考慮した上で判断されることとなる。」他 ・意見内容 セーフハーバー非該当で直ちに措置対象となるものではないことは理解するが、何をもって措置対象となるのか判然としない。この辺り新規参加者の理解を進めるよう事前の意見聴取機会を確保するべきだった。 ・理由 第 591 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】議事録 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/591_gijiroku.pdf にも「今回は、ガイドライン改定のスケジュールの関係で、このような対応となってしまうまして、誠に申し訳ございません。御指摘はごもっともかと思しますので、制度設計・監視専門会合のほうできちんと議論の時間、また事業者の方の意見を聞くオケーション等を適切に設定できるよう、こういった視点も含めて、今後、議題の検討スケジュールの設定等についてもきちんと検討して対応していきたいと考えております。ありがとうございます。」との発言が監視委事務局側よりある。措置対象がどのような応札行動に対し行われるのか、事業者に対しオープンな形で説明があると、事業者の安心にもつながるものと思慮する。	業務改善命令等の対象となるかは、「問題となる行為」に該当するかどうか等を考慮した上で個別具体的に判断することとなります。 なお、今回追記する「問題となる行為」（通し No.3 参照）の具体例として、第 14 回制度設計・監視専門会合（2025 年 10 月 29 日）において、以下が示されております。 ・需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、需給調整市場ガイドラインに規定する入札価格（登録価格）の考え方を逸脱する行為。 ・調整力 ΔkW 市場で約定した電源等を、これを稼働させることなく ΔkW 収入を得るため、調整力 kWh 市場での指令確率を低める登録価格を設定する行為。 ・需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、限界費用に不合理な機会費用を含めて登録価格を設定する行為。 また、事業者の意見聴取機会に関する御意見については、今後の審議会等の進め方の参考とさせていただきます。 【参考：第 14 回制度設計・監視専門会合 資料 3】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/014_03_00.pdf
3	●該当箇所 Ⅰ．本文書の位置づけ	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 また、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいもの

	なお、望ましい行為として規定する「競争的な市場において合理的な行動」は、市場相場を変動させることを目的としていないとみなされることから、それを全て遵守している限りにおいては、確実に、業務改善命令等の対象とはならない。すなわち、セーフハーバーとなる。他方で、事前的措置を遵守しなかったことをもって直ちに業務改善命令等の対象となるものではなく、業務改善命令等の対象となり得る行為（市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと等）を踏まえ、それに該当するかどうか等を考慮した上で判断されることとなる。 ●意見内容 ・ 事前的措置対象事業者のセーフハーバーとしての位置づけが明確化されたことについて、感謝するものである。 ・ 本ガイドラインで網羅されていない個別具体的な考え方の適用については、引き続き相談に応じていただきたい。 ・ 個別相談において、事業者が合理的な根拠を簡潔に提示できる場合には、「約定回数＝応札回数×約定確率」も認めていただきたい。 ●理由 ・ 「望ましい行為」の遵守がセーフハーバーとして機能することが明文化されたことで、事業者の予見性が高まり、健全な市場参加が促されるものとするため。 ・ 一方で、需給調整市場における応札価格の妥当性は、各事業者が保有するリソースの特性や、その時々市場環境、運用コストによって多様。ガイドラインで網羅されていない個別具体的な考え方については、ガイドラインの考え方を踏まえながら、引き続き当局と整理させていただく必要があると考えているため。 ・ 確実な価格規律遵守を簡便に判定するための新しいセーフハーバーの考え方、また、事前相談重視から事後監視重視への制度変更の流れは理解。しかしながら、事業者努力や個別事情による合理的根拠が確認できる場合には、約定確率を用いた約定回数をセーフハーバーと同等のものとして認めていただきたいため。	となるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。
4	●該当箇所 Ⅰ．本文書の位置づけ 以上を踏まえ、「適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）」において、需給調整市場における「望ましい行為」及び「問題となる行為」として、上記の考え方を規定し、その詳細について、本文書を策定し参考とすることとされた。本文書は、需給調整市場における事前的措置及び事後的措置の考え方の詳細を示すことで、需給調整市場の適切な運営を目指すものである。 ●意見内容 ・ 新たに示された「望ましい行為の詳細」を個別案件の価格算定に適用する際、引き続き事業者からの個別相談を柔軟に受け付けていただきたい。 ●理由 ・ 1.に記載のとおり、需給調整市場における応札価格の妥当性は、各事業者が保有するリソースの特性や、その時々市場環境、運用コストによって多様であり、すべての合理的行動を網羅することは困難。実態としての合理性を排除することは、結果として事業者の創意工夫を阻害し、特に新規リソースの事業性維持に大きく影響を与える。 そうしたことから、個別相談の中で、算定根拠に合理性がある場合には、「望ましい行為」と同様のものとして認めていただくなど、柔軟にご判断いただきたいため。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 また、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。
	Ⅲ．需給調整市場において望ましい行為の詳細 1．調整力 kWh 市場、について	
5	●該当箇所	増分燃料費等の「等」は、稼働に伴う「その他変動費（消耗品費等）」とな

	【新旧対照表】需給調整市場ガイドライン p.3 調整力 kWh 市場における「限界費用」について ・意見内容 「火力発電の限界費用は増分燃料費等とする。」とあるが、「等」には何が含まれるか明記いただきたい。例えば、発電側課金は含まれるものと認識している。	ります。 なお、ΔkW 価格の一定額に固定費として消耗品費等を計上する場合は二重計上とならないようにしてください。 発電側課金の kWh 課金分は調整力 kWh 価格に計上が可能となりますが、一定額（＝限界費用(円/kWh)×10%）を算定する際の限界費用に含めることはできません。
6	本ガイドラインの「調整力 kWh 市場」において、現在「(1) 予約電源以外」と「(2) 予約電源」に分けて記載されていますが、これら 2 つの区分における価格算定の考え方および遵守すべき規律に実質的な差異はなくなっています。 かつては予約電源に対して「限界費用又は市場価格以下」という別の価格規律が適用されていた経緯から分かれた記載となっておりますが、現状のルールに則せば、これらを共通の規律として 1 種類に統合することが適切と考えます。 全般的な要望となりますが、市場参加者のすべてが過去の経緯を把握しているわけではありません。変更履歴を最小限に留める編集ではなく、新規参加者にとっても直感的に理解しやすい「構造的な整理」を伴う改訂をお願いいたします。	いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。また、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。
7	●該当箇所 「限界費用」には、揚水発電における揚水運転や一般水力における貯水の減少に対応するための火力発電等の稼働コストを含む（※1、2）。 「機会費用」には、揚水発電や一般水力における貯水の制約による卸電力市場での販売量減少による逸失利益、DR による生産額の減少等の考え方が取り得る（※3）。 - その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適用する（※1、4、5）。 ※ 2 ※1の算定式における蓄電原資の考え方の例 ・約定ブロックに向けてスポット市場等から調達した費用（＝調達の市場価格） ●意見内容 ・蓄電原資の価格算定について、具体的に明示されたことについて感謝する。また、インバランス料金の取扱いについても明確な方針が示されたことで、事業者の価格設定における予見性が著しく向上したものと考える。 ・引き続き事業者へのヒアリング等を踏まえ、価格算定の取扱いの明確化をお願いしたい。 ●理由 ・蓄電池等のリソースは、充電タイミングや調達手段によってコスト構造が複雑であり、価格算定において不明確な点があった監視等委員会の 1 年間の監視活動の成果が反映され、実務に即したパターンが示されたことは、価格算定の透明性を確保されたものとするため。 また、事業者の予見性向上といった意味でも、引き続き価格算定の取扱いの明確化が望まれるため。	いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。また、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。
8	※2 において「一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。また、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。」とあるが、※5 の市場価格の考え方例で「週間予備率から推計」とあるのは、限界費用ではインバランスを織り込むのは不可で、機会費用には入れても良いという意味合いか？ 上記の通りであれば、※2 の限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いないという記載はどういう意味か？インバランスを限界費用に用いてはいけないというだけではないのか？（この記載だと発電事業者等の想定でなければ良い、のようにも取れるので明確化のため確認。）	計画値同時同量の観点から、インバランス補給を念頭に置いた充電は適当ではないため、当該規定を今回追記しております。 なお、※5 については、※4 の「燃料不足が懸念される場合の火力発電の稼働により発生する機会費用の例」について、その内容を補足するものであり、第 62 回制度設計専門会合（2021 年 6 月 29 日）で整理した内容を反映したものととなります。 【参考：第 62 回制度設計専門会合 資料 6】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/062_06_01.pdf

9	【リソースの多様性を考慮した「機会費用」の定義見直し】 「不当な高値」の判定基準に電源ごとの機会費用を明示的にしてはどうか。特に高値で問題となっている蓄電池や DR は、物理的な限界費用のみで価格監視がおこなわれると、リソース参入の障害となりえる。リソース特性に応じた柔軟な価格設定を認めることで当該リソースの普及促進し、脱炭素化の加速という社会的便益がもたらされると思慮。一方で当該リソースは導入の黎明期であり、電源オーナーやアグリゲーターなどの事業者に広くヒアリングいただく機会をいただけないか	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
10	・該当箇所 III.1.(1) ①「限界費用」について ※2 3 ポツ目 ・蓄電池に充電されている電気の費用（＝充電されている電気の加重平均価格） なお、一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。また、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。 ・意見内容 「一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当でない。」とあるが、限界費用の算定にインバランス料金を用いないことを前提にすると、系統余剰時にもインバランス補給による充電が「適当でない」とみなされることになるが、その趣旨であれば理由について確認したい。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記） 限界費用の算定にインバランス料金を用いることは適当でないとの考え方には賛同する。 しかしながら、運用上の理由で、ゲートクローズ後に充電し実需給に備える場合もありうる。系統不足時にインバランス補給を受けることで系統全体の不足インバランス量を増やす行為（＝充電行為）は適当ではないが、系統全体が余剰時であれば余剰インバランス量を減らす行為（＝充電）は系統への影響について問題がない行為と言えると思う。従い、価格規律の問題は、第 2 文（「また、限界費用の・・・」以下）のみでよいと考える。	系統が全体として余剰であると予測される時に、スポット市場や時間前市場から調達して充電する行為は適当であると考えますが、ゲートクローズ後ということであれば、計画値同時同量の主旨に基づくと、結果的な系統の過不足にかかわらず、需給一致の行動が求められると考えます。このため、当該規定を今回追記しております。
11	・該当箇所 新旧対照表 P2 下部 調整力 kWh 市場：実需給断面において、予約した電源等（以下「予約電源」という）に加え、スポット市場等で約定しなかった余力活用電源も含めた電源から、一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に稼働指令を行う市場 ・意見内容 調整力 kWh 市場の定義において、「一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に稼働指令を行う市場と記載されているが、市場とは財やサービスが取引されることであり、一方的に稼働指令を行うことは表現に違和感があるため、「…一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に指令を行うことで kWh を受け渡す市場」とする方が、より正確に表現できると考える。	今回の改正事項ではないため、現行の記載のままいたしますが、指令可能な調整力（供給）と指令量（需要）の需給関係により調整力の稼働指令が決定されるため、市場と表現しております。
12	・該当箇所 新旧対照表 P5 ②「一定割合」について 調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、限界費用に、「限界費用(円/kWh)×10%」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録する。 なお、当該一定額の算出に用いる限界費用には発電側課金の kWh 課金分を含めない。また、当該一定額の割合については、市場開始後の状況を見ながら必要に応じて見直しを検討する。 ・意見内容 「限界費用に、「限界費用（円/kWh）×10%」の一定額を上乗せした範囲	元の需給調整市場ガイドラインにおける表現も「限界費用に、「限界費用（円/kWh）×10%」の一定額を上乗せした範囲内で kWh 価格を登録する」であり、今回改正事項ではないため、現行の記載のままいたします。いただいた御意見を参考に、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。

	内で kWh 価格を登録する」との記載について、現行文では「限界費用」という用語が連続して用いられており、どの限界費用を指すのか一読で判別しづらい構成となっている。 ガイドラインの前段において、kWh 市場の合理的な応札価格は「当該電源等の限界費用＋一定額（限界費用×一定割合）」と一般的な式で整理されていることから、②「一定割合」項の文言もこれに合わせて、例えば、「調整力 kWh 市場に供出するインセンティブ等の確保を考慮し、「限界費用（円/kWh）＋一定額（限界費用※×10％）」の範囲内で kWh 価格を登録する。※当該限界費用には発電側課金の kWh 課金分を含めない。」と記載いただいたほうが理解しやすい。 調整力 kWh 市場の応札価格の基本となる①項の「限界費用」と、②項の「一定割合を算定するための限界費用」の用語の整理がより明確となれば、事業者の意図せぬ解釈差を避けることが出来ると考える。	
13	・調整力 kWh 価格市場の機会費用算定における時間帯における市場価格の例として、週間予備率により先々のインバランス料金の推計価格を推計する考え方が示されている。 ・一方、調整力 ΔkW 価格市場においては、卸電力市場価格（予想）は時間前市場価格の想定価格としており、これ自体は妥当な整理であるが、その時間前市場価格の想定価格はスポット市場価格を基に算定するとなっており、原案ではその 1 つの方法しか提示されていない。（改定案は、現行案から機械的に週間取引の記載を取り除いただけの記載となっている） ・そもそも時間前市場価格はザラバ取引であり、スポット市場価格のようにシングルプライスで一意に決まるものではない。加えて、過去の電取委の制度設計監視専門会合において補正インバランス料金の見直しが実施された際、電取委は、小売電気事業者の時間前市場の入札価格が、広域予備率に基づいて想定される補正インバランス料金より低いことを繰り返し問題視してきたという経緯がある。（電取委は、小売事業者に対して、不足インバランスを回避するために、広域予備率に基づいて想定される補正インバランス料金で時間前市場の札を入れるべきという考え方と理解している） ・このため、入札参加者の時間前市場価格の想定価格（期待価格）を、少なくともスポット市場価格だけとするのは、補正インバランス料金の議論との整合性が取れておらず、広域機関が公開している翌々日の想定予備率に基づく補正インバランス料金を基に算定することも可能とすべきである。 ・但し、現行ルールでは、広域予備率の多寡に関係なく、上限価格を 15 円に設定されようとしているため、想定される補正インバランス料金をそのまま反映しても上限価格を上回るため入札価格に事実上反映できない。このため、需給調整市場の上限価格を広域予備率の多寡によって変動させる仕組みをエネ庁と連携して検討するべきと考える。	逸失利益（機会費用）の算定に用いる卸電力市場価格（予想）に、時間前市場価格の想定価格を利用することについては、想定方法の合理性や妥当性が求められます。全商品前日取引化に移行することを踏まえると、翌々日計画の広域予備率を基にした補正インバランス料金が適切かどうかという点に課題があると考えますが、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 なお、上限価格については、制度検討作業部会において継続的に議論を行ってまいります。上限価格の在り方についても、いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
	Ⅲ．需給調整市場において望ましい行為の詳細 2．調整力 ΔkW 市場、について	
14	本需給調整市場ガイドラインにおいて、固定費回収の上限額の算定に際しては他市場収益等を減算することを考えると、「需給調整市場での約定をもって、年間の固定費、つまり固定費回収の上限額が全て回収できる」設計となっている。しかしながら今回の改定案のように、一定額の算定において「固定費回収の上限額を想定応札量で除した額」は、「応札した全量が約定すること」を前提とした計算式、つまり「応札の全量が約定しない場合には年間の固定費は回収できない」こととなる。 そのため、本案を採用する場合には「約定しやすい市場」であることが前提となるが、現状の需給調整市場では、揚水随契を始めとした募集量削減策が数多く実施されることで約定しない・できないリスクが相当高い市場であり、特に新規アセットでは投資回収に必要となる一定額が大きくなる傾向があるため、既に償却を終えた簿価回収済電源が相対的に有利となっている。 本案を採用した場合、未約定が発生した時点で、その電源は年間の必要固定費を回収できなくなることが確定するため、固定費比率の高い新規アセットの投資予見性は著しく損なわれ、結果として金融機関の融資リスクが大きい、つまりプロジェクトファイナンスにおける金利が高くなる影響が	第 14 回、第 15 回制度設計・監視専門会合（2025 年 10 月 29 日、11 月 21 日）での議論では、ΔkW 価格における一定額の算定において「想定約定量」で除すことは、事業者の想定約定量の考え方次第で相当恣意的に価格水準がコントロール可能となる点が課題とされました。 また、未回収固定費の回収可能性の観点では、ΔkW 市場では、ΔkW 価格における逸失利益で市場収入との差額は得られるため、卸電力市場で回収すべき固定費についても、一定程度回収できる仕組みとなっていること、加えて、本来、未回収固定費は稼働に応じて得られる調整力 kWh 収益も含めて回収していくものと考えられ、一定額だけをもって回収する必要はないと考えられることから、当面の間は、「想定応札量」とし、市場の状況を踏まえ、必要に応じて想定約定率の設定を検討していくこととされております。 なお、需給調整市場以外での調整力調達に関して、第 103 回制度検討作業部会において、調整力調達コストの最小化のために、当面の間は市場以外での調整力調達手段を併用していくことが必要とされました。 揚水随意契約については、第 98 回制度設計専門会合および第 7 回・第 10 回・第 12 回制度設計・監視専門会合において、必要性、電源等の参加機

	生じ、これは新規投資が鈍化することを意味する。この状況が継続すると、簿価回収済電源の事業維持にのみ市場対価が還流されるだけとなり、最終的には長期的な安定供給に重大な支障を与えることが想定される。 このため、「約定しやすい市場」とすべく、募集量を必要量に戻す、つまり募集量削減策を解除することや、揚水随契を廃止する等の処置が必要だと考える。 仮に現状より募集量が増加し、これにより調整力調達コストが増大、その結果として託送料金が上昇したとしても、これは新規電源への投資が喚起されることとなるため、発電効率の高い電源が市場に誘引されることで電力量料金が下落すると考えると、一時的な託送料金の上昇は国民負担というより「将来の安定供給に向けた投資」と捉えることもできる。この電気のユーザ全員での将来に向けた投資でもって、長期的な電気料金の低減化と、より強固な安定供給を勝ち取ることが出来る、といったシナリオも鑑みて、レベニューキャップ制度の見直しとセットとなる、より包括的な制度設計を期待したい。	会の確保、コストの適切性・透明性を審査の上で承認・導入され、第 17 回制度設計・監視専門会合において、揚水随意契約が安価かつ効率的な調整力調達に寄与していることが報告されました。 需給調整市場における募集量に関して、応札未達による調整力調達コストの高騰を防ぐ観点から、三次調整力②については、第 93 回制度検討作業部会において、募集量削減係数が導入され、一次調整力、二次調整力①については、第 110 回制度検討作業部会において、募集量を削減することとした上で、適切な競争環境と十分な約定機会を確保する観点から、市場において十分な競争が働いていることが確認できた場合には、募集量を増加させることとすることも整理されています。 いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
15	B 種電源における「固定費回収の上限額」の構成項目について、減価償却費や人件費等の「費用」のみが列挙されていますが、事業継続と投資回収に必要な「適正利潤(事業報酬)を含めても良い」という解釈を付記いただきたいです。 特に新規電源への投資判断においては、単なるコスト回収だけではなく、リスクに見合ったリターンが不可欠となり、本ガイドラインにおいては、事前的・事後的措置として「応札上限価格」を定めていますので、その上限価格が「原価のみ」で構成されとなると、新規電源投資における事業予見性が失われ、市場の健全な発展と競争を阻害するリスクが大きいと考えます。 上記より、「固定費回収の上限額」の構成要素として、適正な事業報酬を計上できるという解釈があっても良いのではないのでしょうか。	B 種電源における事業報酬については、第 90 回制度設計専門会合（2023 年 10 月 31 日）において、ΔkW の一定額には事業報酬を考慮しないことと整理されております。 いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 【参考：第 90 回制度設計専門会合 資料 7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_07_00.pdf
16	【新旧対照表】需給調整市場ガイドライン P9 「適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者は、需給調整市場システムに 1 回分の起動費の登録を行う。」とあるが、蓄電池についても起動費の登録が必須となるか？ また、必須となる場合はどのような考え方で起動費を設定すればよいか、ご教示いただきたい。	リソースの特性上、起動費が生じないものについては、起動費の登録はゼロを入力してください。
17	【新旧対照表】需給調整市場ガイドライン P10 当年度分の減価償却費等を含む固定費の考え方 容量拋出金を含めないのはなぜか。蓄電池で需給調整市場へ参入する場合、充電した kWh で応動を行う。小売り事業者と需要家（蓄電池所有者）の間で締結する需給契約に容量拋出金に該当する請求項目がある場合、固定費へ含むことを検討いただきたい。	容量拋出金については、第 15 回制度設計・監視専門会合（2025 年 11 月 21 日）において、以下の理由から、ΔkW 価格の一定額に計上しないことと整理されております。 ・容量拋出金は、容量市場において発電事業者等に対して支払われる供給力の対価の原資であるが、その費用負担者は、一般送配電事業者、配電事業者、小売事業者と定められ、小売事業者にとっては、容量拋出金の支払いをもって、電気事業法で定める供給力確保義務を履行したものと整理されていること。 ・また、B 種電源は、電源等の固定費回収のための合理的な額を対象としたものであり、小売事業者の容量拋出金の費用は想定していないこと。加えて、アグリゲーターが小売事業者というケースもあるが、容量拋出金は需給調整市場に応札するために要する費用とはいえないこと。 【参考：第 15 回制度設計・監視専門会合 資料 7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/015_07_00.pdf
18	●該当箇所 ● 他市場で得られる収益は、例えば、容量市場収入、卸電力市場収益及び相対収益等が含まれる。 ● 容量市場収入については、経過措置により容量市場収入を得ていない額についても、収入を得たとみなす。 ● 容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。 容量市場収入＝約定価格（電力広域的運営推進機関が公表するエリアプライス）×容量市場における期待容量	他市場収益の考え方における容量市場収入の取扱いについては、第 15 回制度設計・監視専門会合（2025 年 11 月 21 日）において、以下の考え方から、「②発電設備の老朽化により容量市場のリクワイアメントへの対応に懸念がある」、「③中長期的な事業継続が見通せない」といった理由により、容量市場に応札がない電源等については、当面の間、容量市場への応札有無にかかわらず、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除することと整理されております。 ・②・③については、容量市場への応札機会はあったにも関わらず、事業者の判断において応札を見送ったものといえる。また、こうした電源等は

	ただし、以下の電源等は容量市場収入を他市場で得られる収益として計上する必要はない。 ・ 新規に運開したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等 ・ 容量市場に応札したが約定しなかった電源等 ●意見内容 ・ 計上不要の事例以外にも、合理的な理由により容量市場に応札していない電源等に対し、一律に「みなし収益」を控除させるルールは、実態のない収益を前提とした価格設定を強いることになることから、容認し難い。 ・ ついては、事業者が容量市場に応札していない合理的理由が提示できる場合も同様に、容量確保契約金無しの応札価格算出を認めていただきたい。 ●理由 ・ 当該規定改定の背景として、B 種協議における「合理的に説明できない費用等の具体例」があったことは理解する。 しかしながら、上記具体例の（事業者の）申請内容にもあるとおり、各事業者にとって他市場収益確保の蓋然性がなければ、応札の判断ができない。 一律に「みなし収益」を計上させることは、原価割れ応札、そして収益悪化を招きかねず、市場撤退を余儀なくされる。 結果として、市場への事業者の参入意欲の減退、ひいては供給力確保という本来目的を阻害する懸念がある。 ついては、こうした容量確保契約金の未計上につき、合理的根拠が明確なものについても、セーフハーバーと同等のものとして認めていただきたいため。 （参考） 令和 7 年 10 月 29 日（水）_制度設計・監視専門会合（第 14 回）_資料 3_P43 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/014_03_00.pdf#page=43	老朽電源であることが多く、減価償却が進んでいても修繕費が大きい傾向にあり、さらに修繕費を含む当年度分の固定費を、基本的に需給調整市場のみで回収することを前提としているため、一定額が上昇する傾向にある。 ・ 本来、このような電源等は、平常時に加え、需給ひっ迫時において供給力・調整力としての機能が発揮されることが期待されるため、容量市場に応札することが望ましい。 なお、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。また、市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、引き続き適切な見直しを検討してまいります。 【参考：第 15 回制度設計・監視専門会合 資料 7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/015_07_00.pdf
19	・ 該当箇所 P10 需給調整市場ガイドライン(当年度分の減価償却費等を含む固定費の考え方) ・ 意見内容 1 ポツ目に人件費？発電側課金の kW 課金分とあるが、託送基本料金も含めた方が良いのではないかと？ 一般的な発電機を考慮して発電側課金の kW 課金のみ記載があると認識しているが、揚水・蓄電池はロス分に託送基本料金がかかる。託送基本料金は、ガイドライン記載の発電側課金 kW と同様に託送の kW 課金であり、固定費として計上する性質を有する。このため、発電側課金 kW の kW 課金が対象とされるのであれば、託送基本料金も同様に対象として記載することが妥当と判断できるため。 また、長期脱炭素電源オークション Q&A の＜揚水・蓄電池のポンプアップ・充電費用の扱い＞では「※卸料金・託送料金のうち基本料金部分は、固定費として応札価格に参入可能」と整理されている。 この点からも、託送料金が長期脱炭素電源オークションの制度上では固定費目として正式に認識されており、需給調整市場においても考慮すべき対象であることが確認できる。 以下参照元 kahenhiseiri.pdf ＜ガイドライン変更案＞ ・ 人件費、減価償却費、修繕費、委託費、発電側課金の kW 課金分、託送基本料金※ （※揚水・蓄電ロスにかかる託送費基本料金分）	揚水・蓄電ロスにかかる託送基本料金は固定費に計上可能となりますが、計上可能な固定費を網羅的に需給調整市場ガイドラインに記載することは困難であることから、今回、固定費に含まれる項目を例示したものとしますので、原案のままとさせていただきます。いただいた御意見を参考に、今後も適切な見直しを検討してまいります。

20	・ 該当箇所 P11 需給調整市場ガイドライン(他市場で得られる収益の考え方) ・ 意見内容 3 ポツ目の冒頭「容量市場収入がない場合は」とは、事業者判断により容量市場入札を見送った場合、という意味合いか？ 新規運開のため容量市場に応札できなかった電源や入札したが約定しなかった電源については対象外とあるため、それ以外の電源で他市場収益として計上する電源の定義についての明確化のための確認。 もし上記認識の通りであれば、それが分かる記載とすべきではないか。 <ガイドライン変更案> 容量市場を事業者判断により応札を見送ったことにより容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。	容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除することが事前的措置の考え方となりますが、「新規に運開したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等」、「容量市場に応札したが約定しなかった電源等」は計上する必要はない旨を明確化したものであるため、原案のままとさせていただきます。
21	・ 該当箇所 III.2.調整力 Δ kW 市場 B 種電源協議の廃止 ・ 意見内容 当面の間、事業者が入札価格の規律に関する疑義の払しょくその他の相談・問い合わせができる窓口を、電力・ガス取引監視等委員会に設ける。 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記） 需給調整市場の活性化に向けて、新規電源も参加し、競争環境が整っていくことは重要である。 B 種電源協議は、監視委と協議がととのった価格以下での入札が業務改善命令等の対象外となり、設備投資から年月が浅い新しい電源にとって、安心して取引に参加できる環境を整えるための重要な枠組みであったと考える。 本ガイドライン改定案が提示する「一定額等」の計算方法は、セーフハーバーの考え方として規定されるものであり、これを超える価格による入札が一律に処分対象となるわけではないことは理解している。しかし、新しい電源にとって、これまでの事例・実績の蓄積も少なく、事業者の目安となる基準や考え方が見えづらい中、需給調整市場への応札を行う場合、入札価格の水準が妥当かを判断するための材料がガイドラインのみとなり、「一定額等」の考え方に間違いがあった場合、処分対象になることは、事業運営上のリスクとなる。それは、新規電源の参加を促すという視点では一つのハードルである。 監視委におかれては、今般のガイドライン改定案の内容に関する事業者からの質問に丁寧に説明されるよう要望したい。また、そのような問い合わせを受け付ける窓口を設置・公表するなど、相談が可能であることを周知されるよう求める。 * 需給調整市場ガイドライン（2025 年 3 月 24 日改定）p.4、「上式に該当する場合には、その価格は市場相場を変動させることを目的としていないとみなされ、それを遵守している限りにおいては、業務改善命令等の対象とはならないものとする。」	現状においても需給調整市場ガイドラインに関する問合せ等は電力・ガス取引監視等委員会に対応しております。 引き続き、需給調整市場ガイドラインに不明点等がありましたら、電力・ガス取引監視等委員会にお問い合わせください。
22	・ 該当箇所 III.2.②「一定額等」について （他市場で得られる収益の考え方） 容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。（以下略） ・ 意見内容 容量市場におけるリクワイアメントと需給調整市場との関係を整理し、各市場の目的と運用状況の間に生じる課題の解消を進めるべきである。 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記） 容量市場は参加が任意とされている中、容量市場に参加しない電源が、需給調整市場の応札価格において不利益な取り扱いを受けることは、容量	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

	市場への参加が任意とすることと整合が取れていない。つまり、「一定額等」において容量市場収入を控除することを前提とすることにより、電源の容量市場への参加を促すことを期待している向きもあるかと思うが、それ自体は容量市場の設計において行う話であり、需給調整市場の入札単価に影響を及ぼす事項ではないと考える。 ただし、今回、「一定額等」において容量市場収入を控除するという提案がなされた背景として、容量市場落札電源と、そうではない電源との間で、リクワイアメントの重さが異なることに起因している可能性は理解する。具体的には、容量市場の落札電源には複数のリクワイアメントが義務付けられる一方、需給調整市場のみに参加する電源は容量市場収入を受け取っている電源のようなリクワイアメントがないにも関わらず、前者より高値での入札が可能という電源間の公平性が議論になる。ただし、仮にそれを議論するのであれば、市場参加する電源は全て、容量市場への入札義務を持つ、など、別の規制が必要であり、需給調整市場のガイドラインにおいてこの点を記載するのは、いささか議論の幅を小さくした付け焼き刃的な対応である。従い、各市場の目的や関係、参加者に求める条件を俯瞰的に整理し、理念に沿ったわかりやすい市場となるよう議論すべきである。	
23	・該当箇所 III.2.②「一定額等」について 一定額（円/ΔkW・30分）は、固定費回収の上限額を想定応札量で除した額とする。 （想定応札量の考え方） 想定応札量は、定期検査や燃料制約等による停止期間や蓄電池の充放電制約等を考慮し、当年度に応札することが可能なΔkWを基に、応札事業者が、当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定する。 ・意見内容 固定費相当額の計算には、想定応札量に一定の方法で算定した率を乗じて得られた想定約定量（国提案の案2）を用いるべきである。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記） 応札事業者が「運転パターンや過去実績等」を踏まえて算定した想定応札量の合理性の評価がどのように行われるかがあいまいである。自ら決めることができるとすれば、想定応札量の過少算定の問題が残る。また、他市場にも参加するなどビジネスモデルも多様化する中、監視コストも増える可能性がある。他方、想定応札量の合理性を同種の電源等から一般的に想定し判断するとすれば、新しい電源にとっては、事例や実績が少ない中で業務改善命令等の対象となりうる判断基準がわからず、参入を躊躇することになりかねない。 国が説明するとおり、想定約定量を事業者自らが過少に算定することで固定費相当額を過大化できることは問題であり、改善が図られるべきだが、上記のような課題を低減するため、当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定された想定応札量に、予め国が定めた一定の率を乗じて想定約定率を算出し、これを用いることを検討すべきである。	約定率はエリアや商品によっても異なること、また、2026年度からは全商品前日取引化となるため、取引環境の変化も想定されます。このため、直ちに全社共通の合理的な想定約定率を設定することは困難であることから、第15回制度設計・監視専門会合（2025年11月21日）において、当面の間は想定応札量を用いることと整理されております。市場の状況を踏まえつつ、必要に応じて想定約定率の設定を検討してまいります。 【参考：第15回制度設計・監視専門会合 資料7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/015_07_00.pdf
24	・該当箇所 新旧対照表 P6 後述3. で特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者は、事前的措置として上記のΔkW 価格で登録することが望ましい。また、監視においては、当該事業者に対し次年度の取引開始前に、以下の i) について確認を行う。ただし、期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等は、期中の取引開始前に確認を行う。また、当該事業者に対し四半期ごとに、以下の ii) について報告を求める。 i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと ii) 期中の固定費回収状況	ii) 期中の固定費回収状況の報告が求められるのは、期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等があった事業者だけではなく、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者全てとなります。いただいた御意見を踏まえ、齟齬のないよう修正いたします。なお、報告が求められる電源等は B 種電源の場合となります。

	・意見内容 ii)の対象となるのは、"特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者"のうち、"期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等"があった事業者という理解で良いか。 現在の表現では、"また、当該事業者"の当該事業者が、"特定する大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者"すべてとも読めてしまうので、齟齬が起こらない表現として欲しい。 また、制度趣旨からは、ii)の報告が求められるのは、期中に新規参入または入札価格の考え方を変更した電源等のうち、固定費の回収を前提とする B 種電源に限定されとの理解で良いか。もしそうであるなら、例えば以下のような形で対象の明確化をご検討いただきたい。 “当該事業者のうち、期中に参入又は入札価格の考え方を変更した電源等が B 種電源である場合に限り、四半期ごとに ii)について報告を求める。”	
25	・該当箇所 新旧対照表 P9 適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者は、需給調整市場システムに 1 回分の起動費の登録を行う ・意見内容 起動費の登録については、改訂案の文言からは、需給調整市場システムを利用するすべての電源に対して一律に登録を求める趣旨とも読み取れる。しかし、商品区分や電源特性によっては、起動を前提とせず調整力を供出するケースも存在し、余力活用契約において V3 を登録しない電源(オフライン一次調整力など)もある。 このような電源にまで起動費登録を求めるのか、起動費登録が必要となる電源の範囲(起動指令が発生し得る電源に限定するのか、全電源とするのか)を明確化していただきたい。 また、仮に登録がすべての電源にとって必須となる場合には、ガイドライン本文でなくとも、事業者向けマニュアルや MMS システム上において、登録要否や手続きが分かりやすく整理され、事業者が登録で滞ることのないよう配慮いただきたい。	第 9 回制度設計・監視専門会合(2025 年 5 月 23 日)において、ある事業者が、需給調整市場ガイドラインの規定に反し、入札価格に 1 回分以上の起動費等を計上し過剰に収益を得ていた事案が報告されました。 本事案は、当該事業者の 1 回分の起動費水準を電力・ガス取引監視等委員会事務局が偶然事前にヒアリング等で把握していたため発覚したものです。今後同様の事案が発生した際に早期に発見するためには需給調整市場システムを利用する全ての事業者に対し、電源等の 1 回分の起動費の登録を求めることが起動費過回収事案の監視のために必要とされており、起動費が生じる全ての電源等が対象となります。適正な市場運営を確保するため御理解・御協力のほどお願いいたします。 なお、リソースの特性上、起動費が生じないものについては、起動費の登録はゼロを入力してください。 【参考：第 9 回制度設計・監視専門会合 資料 4】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/009_04_00.pdf
26	【スポット市場高騰時の弾力運用について】 単年度の固定費分の回収を終えたリソース(特に蓄電池かつ余力活用契約結ばず)は、固定費上限額の観点からも実質的に稼働を停止することが予見される。一方で、スポット市場が高騰し電源または調整力の供出を市場側が求めても、当該リソースにおいては修繕リスクや電池損耗リスクを上回るインセンティブが無い状況と思慮。スポット価格の高騰時には固定費上限額とは別に弾力運用ルールを定めてリソースを活用してはどうか	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
IV. 需給調整市場において問題となる行為の詳細、について		
27	●該当箇所 IV. 需給調整市場において問題となる行為の詳細 適取ガイドラインの需給調整市場の透明性に係る「② その他の問題となる行為」について、その具体的な処分対象行為は以下のとおりであり、これらの行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。 1. 調整力 ΔkW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格の不合理的な設定により、不当に収益を得る行為 2. 不適切なシステム設定により、調整力 ΔkW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為 ●意見内容 ・ 「その他の問題となる行為」として具体的な処分対象行為が明示されたことについて、市場の透明性を高めるものとして賛同する。 ・ あわせて、十分な頻度の監視活動により問題となる行為の早期発見に努め、違反が確認された場合には、厳正な対応が迅速に行われることを望む。	引き続き、電力・ガス取引監視等委員会において、適時適切に需給調整市場の監視を行っていくものと承知しております。

	●理由 事前的措置を遵守する事業者に対し、セーフハーバーが提供される一方で、そこから外れる短期志向の不当な取引行為（市場価格の意図的な吊り上げ等）が看過されれば、真摯に応札する事業者が不利益を被る「事前と事後との格差」が生じかねないため。	
	（参考）これまでの検討経緯、について	
28	●該当箇所 （参考）これまでの検討経緯 （以下略） ●意見内容 ・ 本改正によって、制度設計・監視専門会合等関連審議会での議論をまとめ、必要事項についてガイドラインへ整理・記載いただいたことに感謝するものである。 ・ 紙面の都合などで割愛したが重要と思われる事項とともに、今後追加で重要と思われる事項については、可能な範囲でF A Qといった形で公表することを検討いただきたい。 ●理由 「需給調整市場ガイドライン（改定案）」_P14-21 に、関連審議会での議論経過を列記し、改定案本文に必要事項を整理・記載いただいたことにより、様々な考え方が明確になった。このほかにも当局と事業者双方が共通認識をもっておくべき重要事項については、F A Qといった形で公表することが、双方の事務にとって効果的なものとするため。	市場参加者にとって需給調整市場ガイドラインがわかりやすいものとなるよう、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。
29	制度設計・監視専門会合には多くのオブザーバーが参加していますが、需給調整市場に関わる事業者等としては、電事連、中部電、九電など旧一電系の既存事業者等や送配電網協議会は参加しているものの、業界団体や新規参入の発電事業者などの新規リソースを提供する事業者は全く参加しておりません。 つまり、既存事業者等は事前に資料内容を確認し、必要があれば事務局に意見が言える機会がある一方で、新規リソースを提供する事業者には専門会合が開催された後までその機会が一切ないというのは、電取委殿が目指す信条とも言えるイコールフットINGが確保されていない状態と言えるのではないのでしょうか。 この点、本 GL 改定案が建議された、第 591 回電力・ガス取引監視等委員会（2025 年 12 月 10 日）の議事録を拝見しますと、事務局から、「制度設計・監視専門会合できちんと議論の時間、また事業者の方の意見を聞くオケージョン等を適切に設定できるよう対応したい」との非常に前向きなご発言を頂いております。 例えば、発電側課金の論点が議題にあった場合は、普段は参加していない、大口自家発電話会、太陽光発電協会、電源開発株式会社がスポット的にオブザーバーとして議論に参加し、意見を述べる機会が与えられていると認識しています。 こうした事例も踏まえ、今回の需給調整市場のガイドライン見直し等の重要な論点を審議する場合には、蓄電池事業者等の調整力の新規リソースを提供する業界団体や新規参入の発電事業者もスポット的にオブザーバーに参加させることや、専門会合開催前の適切なタイミングで事前に意見照会することについて真摯にご検討頂きたいと考えます。	引き続き事業者の方々の意見を丁寧に聞きながら、制度設計に反映していきます。
30	「一次調整力における蓄電ロスの取扱いについて」に関して、一次調整力の応動量の評価はインバランス単価を用いた kWh 精算で行われることとされている。インバランス量は 30 分コマの正味のインバランス量と認識しているが、蓄電池が 30 分コマ内で充放電を繰り返す応動をした際に充放電ロスが発生しているにもかかわらず、正味のインバランス量は充放電ロスよりも小さくなることが想定される。そのため、充放電ロスにつ	一次調整力における蓄電ロスについては、第 10 回制度設計・監視専門会合（2025 年 6 月 27 日）において、「蓄電ロスが稼働に応じて発生するコストであることを踏まえると、予約の対価である ΔkW 価格で考慮することは適当ではない」と整理されております。 一方、高速商品については多くのエリアで未達が継続している状況であり、蓄電池等の高速商品への応札インセンティブを確保することは重要と

	いてΔkW 入札価格の逸失利益に計上できる等の手当てが必要と考える。	考えます。いただいた御意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。 【参考：第 10 回制度設計・監視専門会合 資料 4】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/010_04_00.pdf
	その他	
31	・ガイドライン参照時の利便性向上のため、需給調整市場ガイドラインの本文にページ数を入れていただきたい。 ・また、次回以降へのリクエストとなるが、意見募集の際の「新旧対照表」の資料にもページ数を入れていただきたい。 実行に向けて検討をどうぞよろしくお願いいたします。	いただいた御意見を踏まえ、需給調整市場ガイドラインにページ数を追記するとともに、意見募集の際に付す「新旧対照表」の資料へのページ数の記載についても、次回以降対応いたします。
32	電力は競争するものではなく公共のもので人が地上からいなくなる日まで 市区町村ごとに原価 0 円で消費者に供給できるように外国に迷惑をかけて輸入するのをやめて 電力を生産する人と消費する人が協力できる場所を見つけながら 原価 0 円で電力を自給自足できるように支援してほしいので 財源の目標として累進課税の強化と不公平税制の是正して、 今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で 物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、 原価 2 0 円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場まで本人の希望で何にでも使える地域商品券を 第 2 次世界大戦の時に国家予算の 3 3 倍の費用を発行しても破綻しなかった ので 1 京 8 5 1 3 兆円くらいまで発行して、 日本に住む一人一人に毎月 5 0 万円から 1 2 0 0 万円を選択的に支給したり、取りに来てもらえるようにして、 電力のことで何かしたいことがあれば市区町村ごとにお金を集めて電力のことでしたいことができるようにご支援お願い申し上げます。	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

※本数字は、お寄せいただいた御意見をカテゴリに分けた数字であるため、2．意見募集結果の意見提出件数とは一致しません。